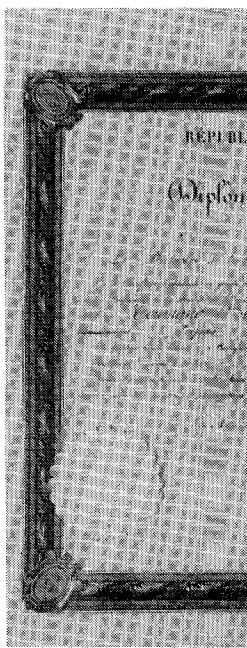
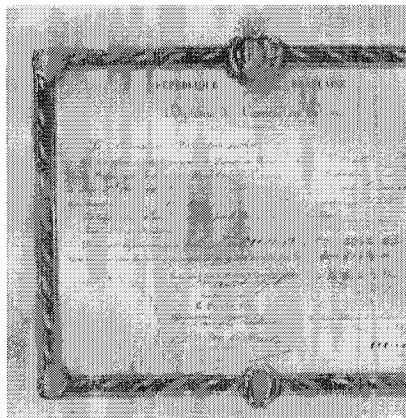


熊野敏三（明治8 [1875]）  
取得した3通

明治初期、  
パリ大学法学部日本人学生の留学記録（一）



法学博士証書。1875年  
同年12月31日付文  
左下方、白色円形



法学士証書。1878年8月7日  
論文口頭試問合格。同年8月2日  
文部大臣署名および官印押

1

Toute  
une autre  
Le re  
Les je  
Le reg  
On au  
Génie  
de l'âme  
Si l'E  
L'Ete  
Sociedad  
Tout  
à Paris,  
forteresse  
Cent  
des li

CC

M. L.  
M. G.  
La rig  
Les E

1875-1876  
講。講義担  
A1判の大



付けようとするものである。〔補注〕

ユ・ド・フランスも首都に置かれていた。学士院も然りである。このように、パリは文化的・学術的に見て、地方とは凡そ隔絶した重

資料 1

ハサウエイ・スミス

第 1

学部

法学

医学

理学

文学

薬学

神学

医薬

合

グラ  
エコ  
土木  
鉱山

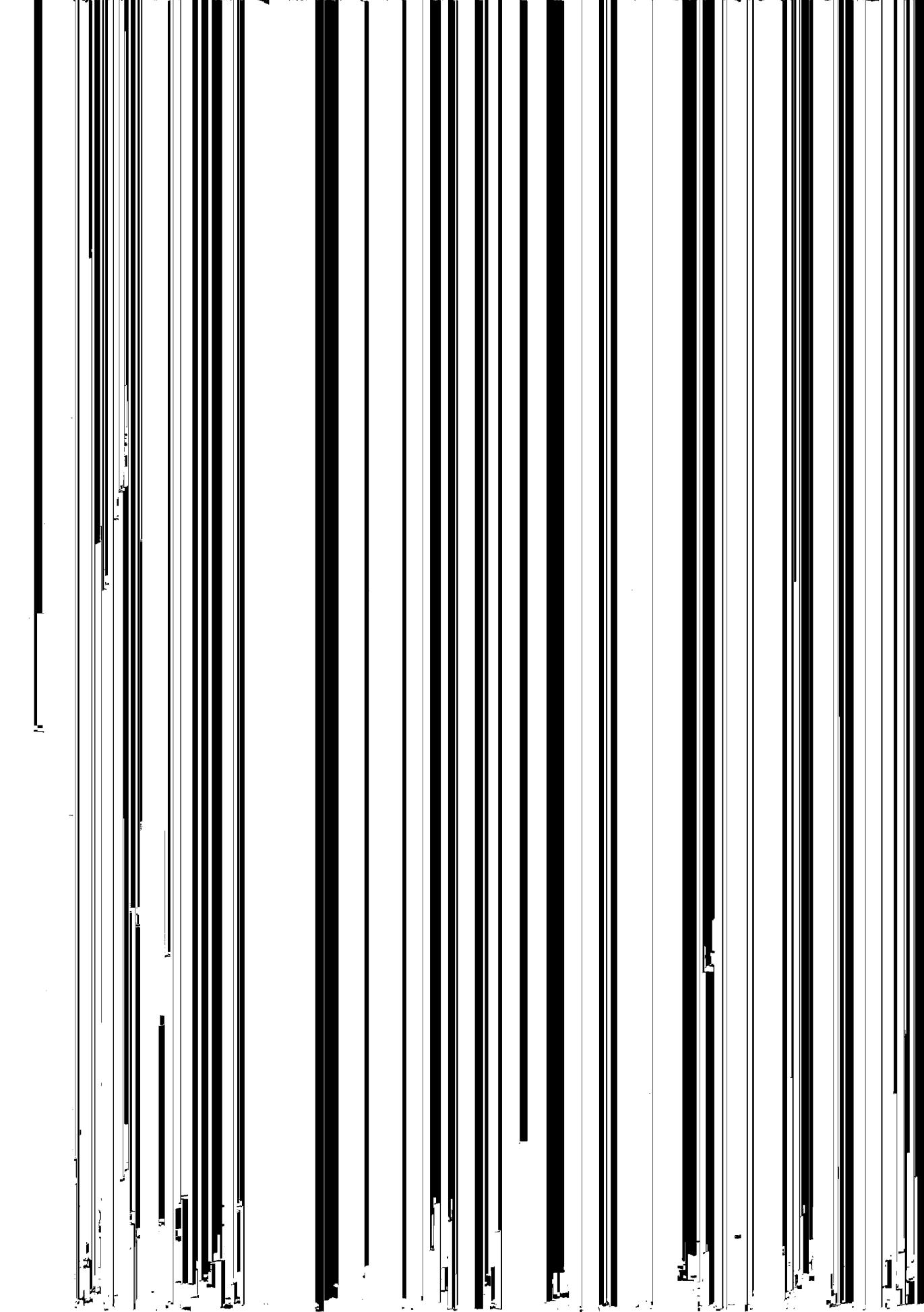
\* G

利用され——そのために、留学生の希望なしに、ノルマが置  
視された」ともまた事実である。さらに、一九世紀後半のヨーロッ

「この旨是レヌノして、一ノンコフジタ」ナ廿糸中其じ役 僕仕に  
立つたことは明白であろう。

### 三 法学部への正式登録

待第士の免状がないれば、すべての学科（法・医学等以外の学問）  
を含めて）で第一回の登録をすることは許可されないこと、第二に、  
一八三七年以降は、理科得業士の免状がなければ、医学部の第一回  
試験を受験することができない」と、の二点が王令によつて定めら  
れた。[注9]





音への嗜好を尋ねるには、自然の流れであります。もし「音」口にしたかったとすれば、その方がむしろ適切な判断ではない、と評言し

大臣の登録許可を手に入れることができたのではないか、と推測さ

はないように思われる。使節一行は、七二一年一二月二二六日に、パリ  
で大統領チエルに謁見し、翌年一月一日には、新年祝賀のためヴエ

証明書を得たのかも知れない。広島出身の中村孟については、今後  
の調査が課題である。

た。リハーサル・セッション、審査会、トライアル、ナレッジ・オーディオ、——など、多くの言葉を  
うるのである。フランスの法学部は Faculté (学部) という言葉を  
使用しているが、その実体は専門学校 (Ecole professionnelle) —

——の募集許可を得ており、その修業年数をはじめ具体的な教  
育課程の検討に取り組んでいた頃であったから、右の答議は、その

وَالْكَافِرُونَ إِذْ أَنْتَ مَعَهُمْ إِذْ أَنْتَ مَعَهُمْ

لَئِنْ كُنْتَ مَعَهُمْ

「ほく」とかできだ 本語卷頭の口絰に接したもののたそりである ノ

民法典の全部

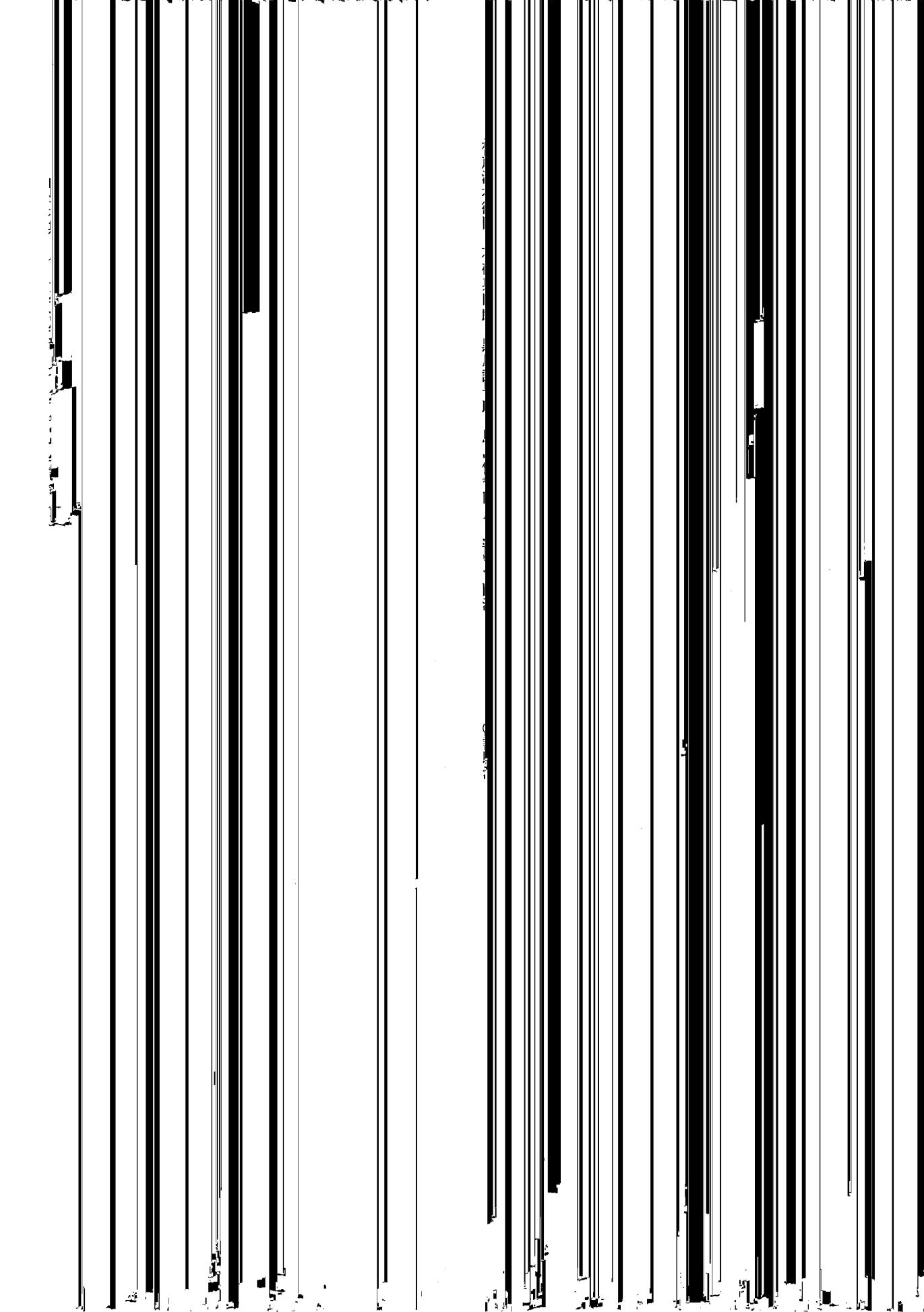
右等考査はこゝで ブラウの右等考査を「葛川周法」として一ツ

原理ヲ云々」（これは当時のドイツ法学の主流であつたパンデクテン法学の意味であると解される）を教えることを主張して、つぎのように述べている。

「[前略] 依然迷憤習居候而ハ所謂歐洲之音樂仲間ニ加入する日途ハ無

當省法學生徒之内六名為法律學修業佛蘭西國留學申付度旨兼テ伺置候

(6) 一八〇四年に設置された当初、法学校の数は一二（パリ、ディジョン、トリノ、グルノーブル、エクス、トゥールーズ、ボワチエ、レンヌ、カ



訴訟法

(第四十八条ヨリ第五百十六条ニ至ル)

条ニ至ル)

但シ其條箇ハ試問ヲ受クル者之ヲ撰ミ「ドハイエー」(官名)ノ

治罪法

(凡ソ二百條但シ該法中名前ヨリ抜推スヘシ)

詔許ヲ受ケヘシ

○リサンス

開 法 (第一条ニ、第七十四条ニ至ル及第四百六十二条)

羅思法ノ修復ノ事ニテノ伊語ヒトコト書終ルベシ

以上

佛蘭西本國へ留学被仰付同國大學校ニ於テ修學為致實地裁判ノ景況ヲモ  
熟知為致候ハ成業帰朝ノ上ハ本邦法科ノ基礎ニ相成從來内外人裁判ノ

費ノ儀ハ定額中ヨリ仕拂可申積右御許容相成ニ於テハ

教師オランナート三リ申出ノ趣モ有之前以佛國文部卿大學校教官ヘモ